

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	動物の愛護及び管理に関する条例		法令の番号	平成20年佐賀県条例第21号				
許認可等の種類	措置命令等		根拠条項	第18条				
処 分 基 準	<p>条例第18条第2項の「不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれている状態」とは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 餌が不十分で栄養不良により標準体重を著しく下回っていたり、又は餌の量が過剰で過度な肥満を呈している。</p> <p>二 カビの発生や腐敗した餌を給餌している、若しくは餌を数日入れ替えなかったため腐敗し又は固まっている。</p> <p>三 給水容器が汚れ又は藻が発生していたり、又は給水容器がなく、自由に新鮮な水を飲むことができない。ただし、獣医療上制限されているときを除く。</p> <p>四 長毛種の犬猫が手入れをされず、全身が毛玉に覆われていたり、又は毛のために通常の動作や視界が妨げられている。</p> <p>五 爪が伸び歩行に支障をきたしている。</p> <p>六 犬：繋留又はゲージでの飼養で、散歩の形跡がなく、糞尿が犬の周囲に散乱し、悪臭がする。</p> <p>七 屋外飼養の動物においては、飼育小屋もなく、又はあっても十分でなく、寒暑風雨雪等の厳しい天候にさらされている。</p> <p>八 室内飼養の動物においては、換気等がなく暑熱の厳しい環境で飼養されている。</p> <p>九 動物の生態及び体格に対して、不適正な狭いゲージ等で飼養されている。</p> <p>十 飼育環境が不衛生であり、常時、糞尿、抜毛、腐敗餌、空き缶及びゴミ等が散乱し、アンモニア臭や悪臭がする。</p> <p>十一 多頭飼養が原因で飼育環境が不適正となっているにもかかわらず、繁殖行為を繰り返している。</p> <p>十二 飼養動物が負傷又は疾病に罹患していても、獣医師の治療を受けさせていない。</p> <p>十三 リードが短かすぎて、身体を横たえることができない。</p> <p>十四 首輪がきつすぎてノドが締めつけられている。</p> <p>十五 動物に対し故意に蹴るなどの暴力的行為を行っている。</p> <p>十六 その他、上記以外で動物の健康又は安全が損なわれていると判断される場合。</p>							
	対応	1 聴聞の実施	処理	保健福祉事務所	交付	保健福祉事務所		目次
	区分	② 弁明の機会の付与	機関		機関			NO